

◎新潟県告示第26号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による河川区域の指定（昭和46年3月新潟県告示第444号）を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成27年1月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 水系名 一級河川信濃川水系
- 2 河川名 西川
- 3 変更区間
左岸 新潟市西区小針8丁目364番1から同364番3まで
- 4 変更に係る指定区域
関係図面のとおり（平成17年4月新潟県告示第974号で変更指定の河川区域図面のうち図面番号2／5を変更）
- 5 変更年月日 平成27年1月9日